

法人様からのご寄付について

ご法人様からのご寄付につきましては、寄付金額が当該事業年度の損金に算入することができます。下記の2通りの方法があり、お申し込みの際にどちらかをお選びいただけます。

1. 特定寄付金（寄付金の一定の限度額まで損金に算入できる）
2. 指定寄付金（寄付金の全額を損金に算入できる = 受配者指定寄付金）

1. 特定寄付金（寄付金の一定の限度額まで損金に算入できる）

一般寄付金の損金算入限度額と別枠で損金算入することができます。

損金算入限度額の計算方法

$(\text{①資本基準額} + \text{②所得基準額}) \times 1/2$

①資本基準額 = 資本金額（期末資本金額 + 期末資本積立額） \times 事業年度月数 \div 12ヶ月 \times 3.75/1000

②所得基準額 = 当期所得金額 \times 6.25/100

(1) お申し込みの流れ

1. 本学所定の「寄付申込書」に必要事項をご記入・押印のうえ、同封の返信用封筒にてお送りください。
*「指定先」の欄には、ご支援される寄付先の名称を必ずご記入ください。

2. 本学所定の「払込取扱票」に必要事項をご記入の上、最寄の金融機関からお振込ください。
三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、ゆうちょ銀行の本店・各支店からのお振込みの場合は、振込手数料が無料となります。

3. 「寄付申込書」の到着と振込の確認が取れ次第、以下の書類をお送りいたします。

《送付書類・3点》

- ・本学発行の「領収書」
- ・「受入通知書・特定公益増進法人証明書（写）」
- ・「お礼状」

「領収書」「特定公益増進法人証明書（写）」により、損金算入手続きを行うことができます。

国税庁ホームページ 「特定公益増進法人に対する寄附金」もご覧ください。
<http://www.nta.go.jp/taxanswer/hojin/5283.htm>

2. 受配者指定寄付金（寄付金の全額を損金に算入できる）

本学を經由し、日本私立学校振興・共済事業団（以下、事業団）にて手続きを行うことにより、寄付金額の全額を損金扱いにすることができます。

（1）お申し込みの流れ

1. 本学所定の「**寄付申込書（受配者指定寄付用）**」に必要事項をご記入・押印のうえ、同封の返信用封筒にてお送りください。
2. 本学所定の「**払込取扱票**」に必要事項をご記入の上、最寄の金融機関からお振込みください。
三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、ゆうちょ銀行の本店・各支店からのお振込みの場合は、振込手数料が無料となります。
3. 「寄付申込書」の到着と本学へ振込の確認が取れ次第、以下の書類をお送りいたします。
《送付書類・2点》
 - ・「**寄付金預り書**」
 - ・「**お礼状**」
4. 本学より事業団へ寄付金を振込後、事業団より発行される以下の書類を本学より郵送いたします。（本学へから事業団へ振込後約1ヶ月半から2ヶ月）
《送付書類・1点》
 - ・「**寄付金受領書**」
損金算入手続きにお使いいただく書類となりますので、大切に保管ください。

【重要】

事業団発行の「寄付金受領書」に記載の日付は、本学へ振込後約1ヶ月後となります。

そのため、決算日まで1ヶ月以内の期間にご入金いただく場合は、事前に総長室社会連携課（募金担当）にご連絡ください。

《お問い合わせ先》

早稲田大学総長室社会連携課（募金担当）
〒169-8050 東京都新宿区戸塚町 1-104
TEL 03-3202-8844 FAX 03-5286-9801
E-mail kifufml@list.waseda.jp